福島県新事業分野開拓者認定制度実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の３の規定に基づき、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の２第４項における新商品の生産又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者（以下「開拓者」という。）の認定について定めるものとする。

（対象）

第２条　開拓者の認定の対象は、次のいずれかに該当する者とする。

（１）中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条に規定する中小企業者で、県内に事業所を有する者

（２）県内で法人を設立しようとする個人

（３）地域復興実用化開発等促進事業により開発した新商品の生産又は新役務を提供する者で、県内に事業所を有する者

２　この要綱の対象となる新商品又は新役務は、次の各号に定めるものを除く物品（ソフトウエアを含む。）又は役務とする。ただし、前項（３）に該当する者の場合であって、品質、有効性及び安全性が確保されていると認められる場合にはこの限りではない。

（１）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第２条第１項から第11項に定めるもの

（２）医療行為又はそれに類する役務

（実施計画の認定申請）

第３条　開拓者の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該新たな事業分野の開拓の実施に関する計画書（第１号様式）及びその添付書類（以下「実施計画書」という。）を知事に提出しなければならない。

（認定基準）

第４条　認定基準は、次の各号に定めるとおりとする。

ただし、県の機関において使途が見込まれないものは認定対象外とする。

（１）地方自治法施行規則第12条の３第１項各号の規定に適合する事。

（２）実施計画が公序良俗に反しないこと。

（３）当該新たな事業分野の開拓に係る新商品が、ＪＩＳ（日本工業規格）、工事共通仕様書等、県その他の公的機関が定める規格等に適合すること。また、実施計画が関係法令に違反しないこと。

（認定審査会の設置）

第５条　開拓者の認定手続の公正を期するため、開拓者の認定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

２　審査会は、前条及び地方自治法施行規則第12条の３に規定する事項について審議する。

３　審査会の委員は、会長及び学識経験者２名のほか、次に掲げる委員をもって組織する。

生活環境部生活環境総室生活環境総務課主任主査

保健福祉部保健福祉総室保健福祉総務課主任主査

商工労働部商工労働総室商工総務課主任主査

商工労働部産業振興総室産業創出課主任主査

農林水産部農林水産総室農林企画課主任主査

土木部企画技術総室技術管理課主任主査

出納局入札用度課主任主査

４　前項の委員が事故又はやむを得ない事由により出席できないときは、当該委員があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

５　会長は、商工労働部産業創出課長（以下「産業創出課長」という。）をもってこれに充て、会務を総理し、会議を招集する。

６　会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

７　会長は、第３項の委員の他に必要あると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

８　審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

９　委員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。

（認定及び認定期間）

第６条　認定は、審査会の審議を経たのち、知事が行うものとする。

２　認定期間は２年間とする。ただし、審査会の審議を経て認定期間を更新することは妨げない。

（認定者名簿への登録及び認定番号の付与）

第７条　産業創出課長は、開拓者と認定された者については、別に定める開拓者名簿に登録し、認定番号を付与するとともに、認定の結果を申請者に通知するものとする。
　また、開拓者と認定されなかった者についても、当該結果を申請者に通知するものとする。

（実施計画の変更）

第８条　開拓者と認定された者が、第３条の規定により申請した実施計画を変更しようとするときは、当該変更後の実施計画を第２号様式により提出し、審査会の承認を受けなければならないものとする。

（認定の取り消し）

第９条　知事は、開拓者と認定された者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができるものとする。

（１）第２条に規定する対象でなくなったとき。

（２）第４条に規定する認定基準を満たさなくなったとき。

（３）実施計画書に従って新たな事業分野の開拓を図るための事業を実施していないと認められるとき。

（４）偽りその他不正の手段により認定を受けたことが判明したとき。

２　前項の認定の取り消しにより損失が生じたときは、その損失は開拓者と認定された者の負担とする。

（状況報告）

第10条　開拓者と認定された者は、年に一度別に定める時期までに第３号様式により状況報告書を提出しなければならないものとする。

（庶務）

第11条　開拓者の認定手続に関する事務は、産業創出課において処理する。

（県の責務）

第12条 県は、物品の調達において、開拓者の認定に係る新商品又は新役務の性能、品質、数量、内容、価格等について考慮のうえ、その調達に努めるものとする。

２　県は、開拓者の認定に係る新商品の普及促進を図るため、新商品に関する情報提供その他必要な措置を講ずるものとする。

（その他）

第13条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

　この要綱は、平成18年６月26日から施行する。

　この要綱は、平成20年４月１日から施行する。

　この要綱は、平成21年10月１日から施行する。

この要綱は、平成22年８月20日から施行する。

この要綱は、平成25年４月１日から施行する。

　この要綱は、平成29年12月14日から施行する。

　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。（第１号様式）

新たな事業分野の開拓を図る者に係る認定申請書

　　年　　月　　日

福 島 県 知 事

住　　　所

名　　　称

代表者氏名

　福島県新事業分野開拓者認定制度実施要綱第３条の規定に基づき、新商品の生産又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者の認定を受けたいので、実施計画書を添えて申請します。

（第１号様式添付）

新事業分野開拓実施計画書

１　申請者の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 法人名（氏名） |  |
| 代表者名 |  |
| 所在地 | 〒　　－　 |
| 業　種 |  |
| 製造製品等※新商品以外に既に製造・販売を行っている商品を記入してください。 |  |
| 資本金 | 万円 |
| 主な出資者 |  | 万円 |
|  | 万円 |
|  | 万円 |
|  | 万円 |
|  | 万円 |
| 従業員数 | 人（パート含む） |
| 事業開始日（予定） | 年　　　月　　　日 |
| 法人設立日（予定） | 年　　　月　　　日 |
| 電話番号 | （　　　　　）　　　　　­－ |
| FAX番号 | （　　　　　）　　　　　­－ |
| 担当者名 | 所属(職) |  | 氏名 |  |
| 電子メールアドレス | ＠ |
| ホームページＵＲＬ | http:// |

（第１号様式添付）

２　新商品又は新役務（新商品等）の内容について

（１）概要

|  |  |
| --- | --- |
| 新商品等の名称 |  |
| 販売価格 | 円 |
| 新商品等の具体的内容※用途・効果などを具体的に記入してください。 |  |
| 開発協力機関※開発協力した研究機関・大学・企業等があれば記入してください。 |  |
| 公的機関の支援状況※創造法の認定、経営革新支援計画の認定、国・県等から補助金等があれば記入してください。 |  |
| 過去3年間の売上状況※当該新商品に係る売上げ分のみを記入してください。 | 決算期 | 年　月期 | 年　月期 | 年　月期 |
| 売上数量 |  |  |  |
| 売上高(千円) |  |  |  |
| 主な納入先※当該新商品に係る納入先を記入してください。 |  |
| その他特記事項※本県以外の地方自治体における認定の状況など、その他必要な事項を記入してください。 |  |

注：商品のパンフレット又は写真を添付してください。

（第１号様式添付）

（２）新規性（要綱第４条第１項第１号関連）

|  |  |
| --- | --- |
| 新規性※既存の商品・役務では実現できない特長について、具体的に記入してください。 |  |
| 既存の商品・役務と比較した優位性※競合・代替性のある既存商品・役務がある場合、それらとの性能・効果・価格等につき特に優れている点を、具体的な商品名や数値を示して説明してください。 |  |
| 知的財産権の保有状況（特許権、実用新案権、商標権等）※「権利の種類」「登録（出願）番号」「有効期間」「内容」「所有・ライセンス取得の別」を記入してください。※出願中のものを含みます。 |  |

（３）有用性（要綱第４条第１項第１号関連）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ① | 事業活動に係る技術の高度化に役立つ点 |  |
| ② | 事業活動に係る経営の効率の向上に役立つ点 |  |
| ③ | 住民生活の利便の増進に役立つ点 |  |
| ④ | その他、新たな事業分野の開拓による効果について※雇用創出、地元企業との取引増等県内における新たな経済効果を具体的に記入してください。 |  |

注：①～③の項目のいずれかは必ず記入してください。

（第１号様式添付）

（４）生産方法等の妥当性（要綱第４条関連）

①　新商品等の生産方法及び販売方法等

|  |  |
| --- | --- |
| 生産等の方法※該当する方を○で囲んでください。 | 自社による生産等　・　委託による生産等委託による場合は、委託先及び委託内容を記入してください。（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 実施方法（フロー図）※資材部品の調達、外注を含めた生産体制等、具体的に記入してください。※役務の場合は受注から役務の提供、アフターフォロー等の流れを記入してください。 |  |
| 新商品の生産等の実施時期※予定がない場合は空欄で構いません | ・試作完了：　　　　　　年　　月頃・生産開始：　　　　　　年　　月から・次回大幅な改良：　　　年　　月頃・生産終了：　　　　　　年　　月頃 |
| 実施計画（目標） | 年　　月期 | 年　　月期 | 年　　月期 | 備 考 |
|  | 実施件数 |  |  |  | ※申請時点から、向こう３年間の決算期について記入してください。 |
|  | 売上額 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 新商品等の主たる市場※顧客の層、業種・業態等を具体的に記入してください。 |  |
| 開拓される市場規模※金額、顧客人数等を具体的に記入してください。 |  |
| 販売方法※営業体制、販社との提携など、具体的に記入してください。※販社と提携する場合でも、申請者による当該新商品等の販売が可能である必要があります。 |  |
| 保守・管理方法※具体的に記入してください。 | ※新商品等に不具合が生じたときの対応（障害対応体制及び復旧所要時間等） |
| ※消耗品等の有無及び調達方法（販売元及び販売価格） |
| ※定期点検の有無、頻度、価格 |
| ※新商品等の取扱いに必要な資格及び取扱いの習熟に要する標準的な時間・費用 |
| ※新商品等の処分方法（法令等で求められる特殊な処理等について記載してください） |
| ※その他、特記事項 |

（第１号様式添付）

② 新商品の生産等に必要な資金の額及びその調達方法

ア　必要な資金の額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 年　　月期 | 年　　月期 | 年　　月期 | 備 考 |
| 原材料費 |  |  |  |  |
| 機械装置費 |  |  |  |  |
| 工具器具費 |  |   |  |  |
| 外注加工費 |  |  |  |  |
| 技術指導受入費 |  |  |  |  |
| 直接人件費 |  |  |  |  |
| （　　　　　） |  |  |  |  |
| （　　　　　） |  |  |  |  |
| 合　　計　① |  |  |  |  |

イ　必要な資金の調達方法　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 年　　月期 | 年　　月期 | 年　　月期 | 備 考 |
| 自己資金 |  |  |  |  |
| 借入（政府系金融機関） |  |  |  |  |
| 借入（民間金融機関） |  |  |  |  |
| リース・割賦・ローン |  |  |  |  |
| 投資 |  |  |  |  |
| 補助金 |  |  |  |  |
| （　　　　　） |  |  |  |  |
| （　　　　　） |  |  |  |  |
| （　　　　　） |  |  |  |  |
| 合　　計　② |  |  |  |  |

注１：新商品の生産等に該当する分のみを記載してください。

注２：必要な資金の調達方法欄における「借入」「投資」「補助金」については、「備考」に機関等の名称を記入してください。

注３：合計①と合計②の額は一致させてください。

注４：申請時点から、向こう３年間の決算期について記載してください。

（第１号様式添付）

（５）規格・法令等への適合性（要綱第４条関連）

|  |  |
| --- | --- |
| 規格等に適合の有無 | 有　　・　　取得見込み　　・　無（　　年　　月頃） |
| 適合する規格等の種別例）JIS、工事共通仕様書等県その他の公的機関が定める規格 |  |
|  |
|  |
|  |
|  |
| 法令の規定による製造、販売等に関する許可、認可、登録、届出等の必要性の有無 | 有　　・　　無 |
| 許可等の名称、月日及び番号等 | 名称：内容：期間：　　年　　月　　日　から　　　年　　月　　日まで※期間のないものは許可等を受けた年月日を記入してください許可等官公庁名： |
| 名称：内容：期間：　　年　　月　　日　から　　　年　　月　　日まで※期間のないものは許可等を受けた年月日を記入してください許可等官公庁名： |

注）「規格・法令等への適合性」が確認できる書類（認定書、計量証明書、試験成績書等）の写しを添付してください。

（６）県の機関における使途見込み（要綱第４条関連）

|  |  |
| --- | --- |
| 県の機関における使用方法の提案※想定される方法の提案のほか、県の機関の具体的なニーズに応じて開発した等の特記事項があれば記入してください。 |  |

（第１号様式添付）

３　その他添付書類

（１）福島県における物品購入（修繕）競争入札参加資格を有する場合

「物品購入（修繕）競争入札参加資格名簿登録通知書」の写し　　　１部

（２）福島県における物品購入（修繕）競争入札参加資格を有しない場合

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 添　付　書　類 | 法人 | 個人 | 備　考 |
| 履歴事項全部証明書又は写し　　１部 | ○ | － | ※３か月以内の交付日であるもの |
| 身分証明書又は写し　　１部 | － | ○ | ※市町村役場で発行したもの※３か月以内の交付日であるもの |
| 財務諸表（決算書、事業報告書又は営業報告書）又は青色申告決算書（直近３期分）　　１部 | ○ | ○ | ※３期分がない場合は、ある分を添付してください。 |
| 納税証明書(消費税及び地方消費税)又は写し　1部 | ○ | ○ | ※税務署で発行したもの |
| 納税証明書(事業税及び自動車税)又は写し　　1部 | ○ | ○ | ※福島県各地方振興局で発行したもの |
| 新たな事業分野の開拓を図る者に係る認定申請に係る宣誓書　　１部 | ○ | ○ | ※別紙様式 |

（第１号様式添付）

新たな事業分野の開拓を図る者に係る認定申請に係る宣誓書

　　年　　月　　日

福 島 県 知 事

申請者 住　　所

名称及び

代表者名

新たな事業分野の開拓を図る者に係る認定申請に当たり、申請者が、次の事項に該当しないことを宣誓します。

記

１　地方自治法施行令第167条の4の規定〈法人等について〉

２　県が行う工事若しくは製造の請負、庁舎等維持管理業務の委託、物品の買入れ又は修繕の契約の入札について、指名停止措置を受けていること。〈法人等について〉

３　会社更生法又は民事再生法に基づく手続きを行っていること。〈法人について〉

４　暴力団又は暴力団の統制下にあること若しくは暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者の統制下にあること。〈法人等について〉

５　禁固以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しないこと。〈役員又は個人について〉

【地方自治法施行令（粋）】

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の４　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

２　普通地方公共団体は、次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があつた後２年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

1．契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

2．競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

3．落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

4．地方自治法第234条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

5．正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者

6．前各号の一に該当する事実があつた後２年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

新たな事業分野の開拓の実施に関する計画書の変更認定申請書

　　年　　月　　日

福 島 県 知 事

住　　　所

名　　　称

代表者氏名

　　　　　年　　月　　日付けで認定を受けた実施計画について、下記のとおり変更したいので、福島県新事業分野開拓者認定制度実施要綱第８条の規定に基づき申請します。

記

１　変更事項

２　変更事項の内容

|  |  |
| --- | --- |
| 変更前 | 変更後 |
|  |  |

注１：実施計画の変更前と変更後を対比して明確になるように記載してください。

注２：必要に応じて、実施計画書（第1号様式添付）の様式に、変更のあった点のみ変更後の内容を記載したものを添付してください。

新たな事業分野の開拓の実施に関する計画書の実施状況報告書

　　年　　月　　日

福 島 県 知 事

住　　　所

名　　　称

代表者氏名

　　　　　年　　月　　日付けで認定を受けた実施計画の　　　　年度の実施状況を下記のとおり報告します。

記

１　企業の概要

（　　　　年３月３１日現在）

|  |  |
| --- | --- |
| 企業名 |  |
| 代表者名 |  |
| 所在地 | 〒　　－　 |
| 業　種 |  |
| 資本金 | 万円 |
| 主な出資者 |  | 万円 |
|  | 万円 |
|  | 万円 |
|  | 万円 |
|  | 万円 |
| 従業員数 | 人（パートを含む。） |
| 事業開始日 | 年　　　月　　　日 |
| 法人設立日 | 年　　　月　　　日 |
| 電話番号 | （　　　　　）　　　　　­－ |
| FAX番号 | （　　　　　）　　　　　­－ |
| 担当者名 | 所属(職) |  | 氏名 |  |
| 電子メールアドレス | ＠ |
| ホームページＵＲＬ | http:// |

２　新商品等の内容について

（１）概要

|  |  |
| --- | --- |
| 新商品等の名称 |  |
| 計画変更の有無 | 　無有（別途「変更認定申請書（第２号様式）」を提出し、審査会の認定が必要になります。） |
| 販売価格 | 円 |
| 新商品等の具体的内容※用途・効果などを具体的に記入してください。※認定日以降改良点等あれば、記載してください。 |  |
| その他特記事項※本県以外の地方自治体（県・市町村等）における認定の状況など、その他必要な事項を記入してください。 |  |

注：商品のパンフレット又は写真を添付してください。

（２）県の機関等における販売実績（年度内成約分）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 機関名 | 販売した商品名 | 個数 | 契約額(千円) |
| 県 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 県以外の公的機関 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 民間 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |